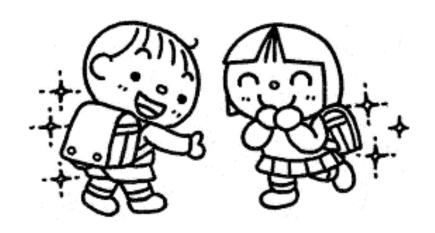
# 令和6年度 学童クラブ入所のご案内



学童クラブのご利用に関する重要なことが書かれておりますので、必ずお 読みいただき、内容をご了承の上、申請の手続きを行ってください。入所し た後も年度中は大切に保管してください。不明な点は各学童クラブまたは下 記へお問い合わせください。

# 富里市 健康福祉部 子育て支援課 子育て支援班

〒 286-0292 富里市七栄 652-1

電話 0476-93-4497

### 学童クラブとは

学童クラブは、保護者が就労などで昼間家庭にいない児童に対し、放課後や長期休業中などの期間に適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図る施設です。

#### 入所の要件

市内在住で小学校に通っており、保護者が下記の①~⑤のいずれかに該当し、他に保育する者がいない 1年生から6年生までの児童です。

- ① 就労のため
  - ※勤務時間が平日 14時よりも前に終了する場合は利用できません。 ただし、土曜日や長期休業中等の学校休業日のみの利用については、申請することができます。
- ② 就学のため
- ③ 疾病・障害のため
- ④ 介護・看護のため
- ⑤ 出産のため(出産予定日の前後2か月程度)
  - ○育児休業中、求職活動中の利用はできません。
  - 〇上記要件に該当しなくなった場合は、退所となりますのであらかじめご了承ください。

#### 入所の期間

入所の期間は、**入所した日からその年度の3月31日まで**です。年度の途中で入所の要件を満たさなくなった場合や退所を希望する場合は、退所届を学童クラブに提出してください。

翌年度以降も入所を希望される場合は、新たに申込みが必要になります。

#### 入所申請手続き

※通常利用をご希望の方は、第1希望の学童クラブにのみ、申請書を提出してください。

#### (1) 申請書類

- ・放課後児童クラブ入所申請書(入所児童1人につき1枚)
- ・生活メモ(入所児童1人につき1枚)
- ・児童の保育ができないことを証明するもの(児童の保護者・同居する65歳未満の親族)

入所の要件	必要書類 ※兄弟姉妹で申請する場合は、1部で可。			
① 就労	【指定様式】就労証明書(自営業以外の方は必ず勤務先の担当者に記入してもらう)			
② 就学	在学証明書・時間割			
③ 疾病•障害	診断書・障害者手帳等			
<ul><li>④ 介護・看護</li></ul>	介護・看護が必要な方の診断書・障害者手帳等			
⑤ 出産	母子手帳の出産予定日が記載されたページの写し			

各学童クラブ、子育て支援課窓口で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

- ※若草学童クラブについては、学童クラブのみでの配布となります。
- ・入所希望の児童に特別な支援を要する場合は、以下のいずれかを提出することで入所の優先度が高くなります。
  - ① 療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳の写し
  - ② 医療機関が作成した診断書等の写し

#### (2) 提出先

申請書類が揃いましたら、希望する学童クラブの開所時間内に連絡し、申請書類を提出してください。その後、面接を行う場合があります。

学童クラブに提出できない場合は、子育て支援課に提出してください。

#### (3) 申請期間

年度当初(4月)からの入所申込みは、下記の期日までに各学童クラブに申請書類を提出してください。

#### 【新規での入所申込の場合】

申請書類の提出期日 令和6年2月16日(金)まで

#### 【継続での入所申込の場合】

#### 申請書類の提出期日 令和6年1月31日(水)まで

- ※継続での入所の方は、面談を実施しない場合もあります。
- ※長期休業中のみ利用を希望する場合も上記期日までに申込みが必要です。
- ※上記期日経過後も申請は可能ですが、期日内に申請をした方が優先されます。
- ※定員に空きがある場合は、年度途中からの入所が可能です。空き状況については各学童クラブにお問合せください。

#### (4)入所資格 • 選考

①入所資格の審査

提出された書類により、入所資格の審査をします。必要に応じて、追加書類を提出していただく場合や、 自宅や勤務先等へ確認することがありますので、あらかじめご了承ください。

#### ②入所の選考

入所資格を満たす申請者の数が、当該学童クラブの定員を超えた場合は、選考をします。 入所資格を満たしていても、入所希望者が多数の場合は、入所できないことがありますので、 あらかじめご了承ください。

#### (5) 入所決定

入所の可否は、通知書を自宅へ郵送します。

年度当初(4月)からの入所申込の結果については、3月中旬頃までに通知します。

※葉山キッズ・ランド学童クラブ、若草学童クラブ、富里学童クラブについては、 上記(4)及び(5)は施設が行い、3施設以外については、市で行います。

#### 入所後の注意事項

- ●児童の安全を確保できませんので、開所時間前の登所は行わないでください。
- ●児童の登所(長期休業時)および降所については、原則的に保護者が責任をもって送迎を行ってください。
- ●学童クラブの管理運営上、開所時間内に必ずお迎えに来てください。
- ●転居、就労先の変更やその他の事由により家庭状況が変わった場合は、すみやかに学童クラブに連絡のうえ、 その内容を証明する書類(就労証明書等)を学童クラブに提出してください。

## 学童クラブの入所優先順位について

○基準指数

	學指数			<b>州长</b> 沿	
番号					指数
	規工			世中の実働時間8時間以上	50
			月20日	日中の実働時間6時間以上8時間未満	<u> </u>
			以上就労	日中の実働時間4時間以上6時間未満	40
			アンエッグフ	日中の実働時間4時間未満	35
				日中の実働時間8時間以上	<u> </u>
		居宅外労働	H12~/10	日中の実働時間6時間以上8時間未満	40
		(外勤、自営、農	日就労	日中の実働時間4時間以上6時間未満	35
		業)		日中の実働時間4時間未満	30
				日中の実働時間8時間以上	40
				日中の実働時間6時間以上8時間未満	35
			ガ 12日以下 就労		
			机力	日中の実働時間4時間以上6時間未満	30
1	就労			日中の実働時間4時間未満日中の実働時間9時間2時間以上	25
				日中の実働時間8時間以上	40
			月20日	日中の実働時間6時間以上8時間未満	35
			以上就労	日中の実働時間4時間以上6時間未満	30
				日中の実働時間4時間未満	25
				日中の実働時間8時間以上	35
		(自営業)	月13~19日就労	日中の実働時間6時間以上8時間未満	30
				日中の実働時間4時間以上6時間未満	25
				日中の実働時間4時間未満	20
				日中の実働時間8時間以上	30
			就労	日中の実働時間6時間以上8時間未満	25
				日中の実働時間4時間以上6時間未満	20
				日中の実働時間4時間未満	15
2	不在	死亡・離婚・行方不明・拘禁など			50
3	出産等	妊娠・出		出産予定月を中心に前後2か月	50
	疾病•障害	入院		おおむね1か月以上の入院	50
				常時病臥・感染症	50
		自宅療養		精神性疾患	30
				おおむね1か月以上の安静を要すると 診断されたもの	40
				上記以外の自宅療養で保育が必要と認	35
4				められるもの	
4		障害		身体障害者手帳1・2級、療育手帳例	ΕO
				の1,2若しくはAの1,2又は精神障害者	50
				保健福祉手帳1・2級	
				身体障害者手帳3級、療育手帳8の1	40
				又は精神障害者保健福祉手帳3級	
				身体障害者手帳4級以下、療育手帳B	30
_	^# <u>*</u> #			の2	
5	介護•看護	同居又は長期入	院寺親族の	常時介護・看護を必要とする場合又は	50

		介護・看護	週5日以上の施設通所付添等(要介護 4・5程度)	
			一部介護・看護を必要とする場合又は	
			週3日以上の施設通所付添等(要介護2・3程度)	40
			上記以外の介護・看護で保育が必要と	35
			認められるもの	
6	災害復旧	災害復旧	災害の復旧に当たっているもの	50
		学校教育法(昭和22年法律第	26号)に定める学校や職業訓練施設等	00
7		に在学している場合、居宅外労働に準じ選考基準指数を認定する(こ		20~
		の場合、就労を就学と読み替え	₹ි්්ට වි	50
1 8 1	虐待・DV 等	児童虐待の防止に関する法律第2条又は配偶者からの暴力の防止及び		
		被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条の対象		50
		者と認められる場合		
9	その他	上記に掲げるもの以外で、市長が特に必要と認める場合 5		

備考 基準指数は、父母(不在の場合は保護者) それぞれの指数を合算する。ただし、一人が複数の類型に該当する場合は、そのうち指数が高い方の類型を選択し、合算の対象の指数とする。

## ○調整指数

番号	児童の状況	指数
1	ひとり親家庭	10
2	1 学年	50
3	2学年	40
4	3学年	30
5	4学年	20
6	5学年	10
7	6学年	0
8	身体章書者手帳1・2級、療育手帳®若しくはAの1,2又は精神章書者保健福祉手帳1・2級	50
9	身体障害者手帳3級、療育手帳8の1又は精神障害者保健福祉手帳3級	
10	身体障害者手帳4級以下、療育手帳Bの2	30
11	医療機関が作成した診断書等がある場合	20

備考 基準指数表により算出した基準指数から、調整指数を加算する。

※指数表は、変更になる場合があります。

# 富里市学童クラブー覧

	学童クラブ名	主な小学校区	所在地	電話番号
	日吉台学童クラブ	日吉台小学校	日吉台四丁目21番地 (日吉台小学校内)	91-2501
	富里南学童クラブ	富里南小学校	御料4番地 1 (富里南小学校内)	92-0092
	葉山キッズ・ランド 学童クラブ	富里南小学校	御料 923 番地 1 (葉山キッズ・ランド内)	93-2800
公設民営	根木名学童クラブ	根木名小学校	根木名 1005 番地 3 (根木名小学校敷地内)	91-1288
	富里第一学童クラブ	富里第一小学校	中沢 573 番地 1 (富里第一小学校内)	91-1597
	浩養すいかキッズ クラブ	浩養小学校	十倉 1087 番地 5 (浩養小学校隣接)	94-0520
	富里小学校学童クラブ	富里小学校	七栄720番地 (富里小学校敷地内)	33-7315
	七栄小学校学童クラブ	七栄小学校	七栄132番地7 (七栄小学校内)	090- 1090-5262
民設民営	若草学童クラブ	七栄小学校	七栄 299 番地 4 (富里保育園内)	90-3606
	富里学童クラブ	富里小学校	七栄 651 番地 274 東葉建設工業ビル2 F	29-4970